

都労委が訓告処分撤回命令！

ボーナスカットを撤回！謝罪文の交付も命令！

新幹線地本「反処分都労委」勝利命令！

本日、東京都労働委員会は、JR東海労本部と新幹線地本が申し立てていた「反処分都労委」について、会社が組合員に対して行った訓告処分を不当労働行為として認めました。委員会は会社に対して、組合員への訓告をなかったものとして取り扱い、訓告を理由とした期末手当の減額分を支払うことを命令しました。さらにJR東海労本部と新幹線地本へ謝罪文を交付することもあわせて命令しました。

この「反処分都労委」は、東京第一車両所分会と東京第二車両所分会の組合員が不当にボーナスカットされたことへの抗議行動について会社から訓告・嚴重注意処分された件と、東京地区分会の組合員が、横浜予約サービスセンターの田代所長から「辞めていただいて結構です」と退職を強要する発言を受けたことへの抗議行動について訓告処分されたことは、正当な組合活動に対する介入かつ、不当労働行為であるとして救済を求めていたものです。

しかし、今回の命令は全ての救済申し立てが不当労働行為として認められた訳ではありません。職場での正当な労働組合活動を妨害する会社を許さず、さらに闘いをすすめましょう！

会社は労働委員会命令を直ちに履行せよ！

⑨

命 令 書

申立人組合及び同新幹線地方本部に交付しなければならない。

記 年 月 日

東京都大田区山王四丁目21番5号
申立人 ジェイアール東海労働組合
中央執行委員長 鈴木 富雄

東京都中央区八丁堀二丁目1番2号
申立人 ジェイアール東海労働組合新幹線地方本部
執行委員長 成田 隆浩

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
被申立人 東海旅客鉄道株式会社
代表取締役 松本 正之

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役 松本 正之

上記当事者間の都労委平成17年不第95号事件について、当委員会は、平成20年8月5日第1471回公益委員会議及び同年8月26日第1472回公益委員会議において、会長公益委員永井紀昭、公益委員大辻正寛、岡小井圭吾治、岡野村太市、岡松尾正洋、岡須藤正彦、岡和田正隆、岡岡越惠美子、岡中塚裕也、岡荒木尚志、岡櫻井敬子、岡森戸英幸の合議により、次のとおり命令する。

理 由

第1 事案の概要と請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要
平成16年12月から17年6月にかけて、申立人ジェイアール東海労働組合の組合員が、期末手当の減額及び会社管理者の言動について、被申立人東海旅客鉄道株式会社の新幹線鉄道事業本部に属する3か所の職場において抗議等を行ったところ、同社は、これに参加した組合員に訓告及び嚴重注意等を行った。

2 被申立人会社は、本命令書受領の日から1週間以内に、下記内容の文書を

1 被申立人東海旅客鉄道株式会社は、平成17年3月29日に行った申立人ジェイアール東海労働組合の組合員有憲和好に対する訓告をなかったものとして取り扱い、当該訓告を理由とした期末手当への減額適用を行わない場合の支給額と既に支給した額との差額を支払わなければならない。

2 被申立人会社は、本命令書受領の日から1週間以内に、下記内容の文書を

当社が、平成17年3月29日に行った貴組合の組合員有憲和好氏に対する訓告は、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。
(注：年月日は、文書を交付した日を記載すること。)

3 被申立人会社は、前各項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。

4 その他の申し立てを棄却する。

-1-